

諮問実施機関：滋賀県公安委員会

諮問日：令和4年5月13日（諮問(情)第34号）

答申日：令和6年7月4日（答申(情)第28号）

内容：「2020年3月より特定屋外喫煙場所を再設置するに至る検討・意思決定過程が分かる文書や通達・連絡文書」の公文書一部公開決定に対する審査請求

## 答 申

### 第1 審議会の結論

滋賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、本答申別表1に掲げる部分を公開すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書公開請求

令和3年7月20日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

2020年3月より特定屋外喫煙場所を再設置するに至る検討・意思決定過程が分かる文書や通達・連絡文書

#### 2 実施機関の決定

令和3年8月31日、実施機関は、本件公開請求に対して、本答申別表2記載の文書を特定の上、同表「公文書の公開をしない部分」欄の情報を同表「公文書の公開をしない理由」により非公開として、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

令和4年1月5日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 審査請求の趣旨

(7)の続紙2枚目の6行目から7行目の一部のうち、実施機関が情報提供を受けた他の機関の名称が分かる部分

(7)の続紙2枚目の10行目から11行目

(7)に添付の「〇〇〇〇参事官説明」の続紙の「委員からの質問、感想」の記載内容の一部

(8)に添付の「敷地内禁煙に関するアンケート集計結果」の「設置する場合の留意点」欄の記載内容の公開を求める。

#### 2 審査請求の理由

いずれも条例第6条第6号に該当しない。

(7)の続紙2枚目の6行目から7行目の一部のうち、実施機関が情報提供を受けた他の機関の名称が分かる部分だけでは、当該他の機関が行う事務または事業に関する検討内容およびその方針等に関する情報とはいえない。

(7)の続紙2枚目の10行目から11行目、(7)に添付の「〇〇〇〇参事官説明」の続紙の「委員からの質問、感想」の記載内容の一部、(8)に添付の「敷地内禁煙に関するアンケート集計結果」の「設置する場合の留意点」欄の記載内容それぞれには、発言者等に関する情報は含まれておらず、個人の具体的意見や検討方針等に関する情報であったとしても、発言者等が自分の意見を公表されることを危惧する類いの情報ではない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書および弁明書で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

#### 2 非公開理由について

##### (1) 第6条第6号の趣旨について

条例第6条第6号は、「県の機関（中略）が行う事務または事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とする旨規定している。

この規定は、事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の円滑な実施を確保する観点から定められたものであり、アからオまでについては、本来公開になじまない性格を有する情報の例を示したもので、同号柱書に規定するように、これら例示された事務又は事業に係る情報のほか、「その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定されており、

当該事務又は事業に直接かかわる情報だけでなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むとされている。

(2) 情報提供を受けた他の機関の名称について

審査請求人は、本件対象公文書の(7)の続紙2枚目の6行目から7行目の一部に記載された、滋賀県警察において、他の機関から得た情報の当該機関の名称が分かる部分の公開を求めており、「他の実施機関の名称が分かる部分だけでは、当該他の実施機関が行う事務または事業に関する検討内容およびその方針等に関する情報とはいえない。」旨主張している。

しかしながら、本件情報公開請求については、「特定屋外喫煙場所を再設置するに至る検討・意思決定過程が分かる公文書」を特定して行われたものであり、また当該非公開部分の前後の記載内容から、当該他の機関の名称を公にするだけで、当該他の機関が「特定屋外喫煙場所の再設置」に関して何らかの検討等を行っていることが公になることは明らかである。

また、新たな施策を実施する場合等において、他機関の実施状況を聴取し検討の参考とすることは多くあり、通常このような場合、他機関の担当者から聴取したものであるため、提供された情報の内容には、検討段階のものや担当者レベルの段階の未成熟なものなど様々なものが含まれる。

なお、当該情報の公開の可否について、当該他の機関の意見を尊重した上で滋賀県警察において決定すべきものであることから、当該他の機関に対する意見照会を実施したところ、6号情報に該当する旨の意見が回答されている。

よって、当該他の機関名を公にするだけで、当該他の機関が特定屋外喫煙場所の再設置に関して何らかの検討等を行っていることが明らかとなるとともに、当該他の機関の意見に反して公開することとなり、その結果、当該他の機関や他機関等との協力・信頼関係が損なわれ、今後実施する様々な分野の施策に関して各機関の動向や情報が得られなくなるなど、滋賀県警察における事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認めたことから、非公開としたものである。

(3) 「(7)の続紙2枚目の10行目から11行目」、「(7)の「委員からの質問、感想」の記載内容の一部」及び「(8)の敷地内禁煙に関するアンケート集計結果」の「設置する場合の留意点」欄の記載内容について

前述のとおり、衛生委員会については、労働者の健康障害の防止、健康の保持増進を図るための対策等に関する事項を、同委員会において調査・審議させることを目的に、法令により、各事業場ごとに設置が義務付けられている。

また、衛生委員会については、滋賀県警察における全庁的な視点で、労働衛生に関する審議を行う場であることから、委員会における論議をより実質的なものとするため、様々な視点、角度から調査検討を行うことができるよう、構成員が何ら制約を受けることなく、忌憚のない意見を自由に発言できる環境が保証されていることが不可欠であり、そうでな

ければ委員会における発言は、当たり障りのないものに終始するなど、形骸化してしまうおそれがある。

審査請求人は、「発言者等に関する情報は含まれておらず、個人の具体的意見や検討方針等に関する情報であったとしても、発言者等が自分の意見を公表されることを危惧する類いの情報ではない。」旨主張する。

しかしながら、

ア (7)に係る対象公文書のうち、上記(2)以外の非公開部分については、本件アンケート結果等に対する出席委員の個人的な意見や感想が記載されている。

本件については、出席委員の発言部分のうち、協議事項に係る客観的な意見部分については公開すべきという考えに基づき公開しており、協議事項に係るものであっても、個人の内心に基づく主観的な意見部分については、発言内容が公開され、明らかとなれば、発言内容について追及されることなどを懸念し、率直な感想や意見を表明することを躊躇するおそれがあるため、非公開としたものである。

イ (8)に係る公文書の非公開部分については、本件アンケート結果を受け、特定屋外喫煙場所を設置する場合の留意点について、各委員から提出された個人的な意見や感想に関する情報が記載されている。

これらの情報については、方針決定前の論議の段階において、自由に述べられた個人的な感想等に関する情報であり、これらの情報が公開されることになれば、そうした場への参加者に畏縮効果をもたらすなど、今後の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあり、衛生委員会が形骸化し、実質的な役割を果たさないことになると認められる。

以上のとおり、これら各委員の率直な発言、感想や、方針決定前の未成熟な情報が公開されることとなれば、衛生委員会における発言は、公となることを前提としたものにならざるを得ず、衛生委員会本来の目的を達成するための協議が十分に行われないう事態も惹起し、とりわけその内容が機微にわたるものであれば、出席者は、自己の発言が誤解を招くことがないよう無難な発言に終始するようになり、率直な意見や自由闊達な討議をひかえ、さらに、発言内容に関して追及されることをおそれ、今後率直な意見を述べなくなる、又は無難な発言に終始することが認められることから、法令等が規定する衛生委員会の設置目的を達成することができなくなる。

よって、これは、条例第6条第6号に規定する非公開情報に該当すると判断したものである。

## 第5 審議会の判断理由

### 1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らか

にすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

## 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本答申別表2記載の文書を特定の上、同表「公文書の公開をしない部分」欄の情報を同表「公文書の公開をしない理由」により非公開としているが、審査請求人は、このうち第3の1に記載の非公開部分を不服として公開を求めていることから、以下、当該非公開部分に係る条例第6条第6号を理由とした非公開情報該当性について検討する。

### (1) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。そして、ここでいう支障については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、おそれについては、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

### (2) 非公開部分の条例第6条第6号該当性について

#### ア 情報提供を受けた他の機関の名称等について

本件対象公文書の非公開部分のうち、(7)衛生委員開催記録票(令和2年2月5日付、厚生課作成のもの)には、実施機関が情報提供を受けた他の機関の名称等が記載されている。

当該非公開部分である情報提供を受けた他の機関の名称等に関しては、これを公にするだけで、当該他の機関が特定屋外喫煙場所の再設置に関して何らかの検討等を行っていることが明らかとなるとともに、当該情報の公開の可否について当該他の機関に対して行った意見照会に対して、条例第6条第6号に該当する旨の回答がなされていることを踏まえると、当該他の機関の意に反して公にすることにより協力・信頼関係が損なわれ、今後の情報収集等の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第6号に該当すると認められる。

#### イ 委員の発言、感想部分について

本件対象公文書の非公開部分のうち、(7)衛生委員開催記録票(令和2年2月5日付、厚生課作成のもの)および(8)衛生委員開催記録票(令和2年3月4日付、厚生課作成のもの)には、当該衛生委員会における委員の発言、感想が記載されている。

衛生委員会は非公開の会議であり、事業者に対して忌憚のない意見を自由に発言できる環境を確保することが重要であることや組織としての意思決定をする場ではないことなどを踏まえると、(7)衛生委員開催記録票(令和2年2月5日付、厚生課作成のもの)のうち、非公開とされた当該衛生委員会における委員の感想部分について、本答申別表1に記載の部分を除き、これを公開することによって、今後の率直な意見交換が不当に損なわれ、衛生委員会が形骸化し、実質的な役割を果たさないことになるおそれがあるため、条例第6条第6号に該当すると認められる。

ただし、本答申別表1の1番および2番に記載の部分については、委員が述べた感想の内容を記載した部分ではなく、これを公開することによって、今後の率直な意見交換が不当に損なわれ、衛生委員会が形骸化し、実質的な役割を果たさないことになるおそれは認められない。

これに対し、(8)衛生委員開催記録票(令和2年3月4日付、厚生課作成のもの)のうち、非公開とされた部分には、方針決定前の論議の段階において、自由に述べられた個人的な感想等に関する情報が複数記載されており、上述した衛生委員会の性質等を踏まえると、当該部分を公開することによって、今後の率直な意見交換が不当に損なわれ、衛生委員会が形骸化し、実質的な役割を果たさないことになるおそれがあるものや、その他当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、条例第6条第6号に該当すると認められる。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和4年5月13日	・実施機関から諮問を受けた。
令和5年10月30日 (第30回第二分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和6年2月20日 (第31回第二分科会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。

令和6年3月19日 (第32回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和6年6月13日 (第33回第二分科会)	・答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第二分科会

別表 1

注 ページは、審議用に提出された対象公文書写しの通しページを示す。

番号	ページ	文書の名称・内容等	公開すべき部分
1	17	衛生委員開催記録票（令和2年2月5日付、厚生課作成のもの）	非公開とした10～11行目のうち、1～9字目および38～40字目
2	19	衛生委員開催記録票（令和2年2月5日付、厚生課作成のもの）	非公開部分のうち、1～4字目



別表 2

1 請求のあった公文書の名称または内容

〈特定した公文書〉

- (1) 回議書（令和 2 年 3 月 2 日付起案、標題「幹事課長会議資料（3 月 3 日分）について」）
- (2) 回議書（令和 2 年 3 月 3 日付起案、標題「幹事課長会議（3 月 3 日分）結果について」）
- (3) 回議書（令和 2 年 3 月 2 日付起案、標題「部長会議資料（3 月 4 日分）について」）
- (4) 回議書（令和 2 年 3 月 4 日付起案、標題「部長会議（3 月 4 日分）結果について」）
- (5) 「敷地内禁煙に関するアンケートへのご協力について」と題された資料
- (6) 「敷地内禁煙に関するアンケート集計結果」と題された資料
- (7) 衛生委員開催記録票（令和 2 年 2 月 5 日付、厚生課作成のもの）
- (8) 衛生委員開催記録票（令和 2 年 3 月 4 日付、厚生課作成のもの）
- (9) 回議書（令和 2 年 3 月 26 日付起案、標題「特定屋外喫煙場所の設置について」）
- (10) 幹部会議事録（令和 2 年 2 月 28 日付、守山警察署作成のもの）
- (11) 幹部会議録（令和 2 年 2 月 27 日付、甲賀警察署作成のもの）
- (12) 幹部会議録（令和 2 年 3 月 5 日付、甲賀警察署作成のもの）
- (13) 衛生委員会開催状況報告書（令和 2 年 3 月 23 日付、甲賀警察署作成のもの）
- (14) 幹部会議録（令和 2 年 3 月 6 日付、木之本警察署作成のもの）
- (15) 衛生委員会開催状況報告書（令和 2 年 3 月 9 日付、木之本警察署作成のもの）

2 公文書の公開をしない部分および理由

- (1) 上記 1 の(1)、(2)、(3)、(4)、(8)および(9)に係るもの

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理 由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)、(2)、(3)、(4)および(9)の回議書の「担当」欄の内線電話番号</li> <li>・(8)に添付の通達文書案の「電話」欄の内線電話番号</li> <li>・(9)に添付の通達文書案、令和 2 年 3 月 5 日付通達文書の写しおよび令和 2 年 4 月 1 日付通達文書の「電話」欄の内線電話番号</li> </ul>	<p>条例第 6 条第 6 号</p>	<p>警察内部の連絡調整事務等を円滑に行うための専用電話として職員に割り当てられた警察電話番号であり、公にすることにより、警察に対して反発や反感を抱いている者による一般回線からの接続による業務の妨害、それによる業務の停滞に繋がる等、警察電話による正常かつ能率的な運営に影響が及び、通常業務における連絡や突発的な事案への対応等、警察事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)、(2)、(3)および(4)の回議書の「担当」欄の氏名</li> <li>・(1)、(2)、(3)および(4)の決裁枠の「課員」欄および同枠外の印影（警部補または同相当職以下の職員のものに限る）</li> </ul>	<p>条例第 6 条第 1 号</p>	<p>特定の個人を識別することができる情報であるため（滋賀県警察では警部補または同相当職以下の職員の氏名を慣行として公にしていないため）</p>

(2) 上記1の(1)、(2)、(3)および(4)に係るもの

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)に添付の「幹事課長会議」と題された資料の「報告事項4」の記載内容</li> <li>・(2)に添付の「幹事課長会議会議録」および(4)に添付の「部長会議会議録」の「提案(報告)事項5」の記載内容の一部</li> <li>・(3)に添付の「部長会議」と題された資料の「報告事項3」の記載内容</li> </ul>	条例第6条第1号 条例第6条第2号 条例第6条第3号 条例第6条第6号	<p>特定の個人を識別することができる情報であり、また、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>現在捜査中の事件に係る被疑法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため</p> <p>現在捜査中の事件等に関する情報であることから、公にすることにより、当該事件の被疑者及び関係者が逃走及び証拠の隠滅を図るなど、犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報であるほか、当該事件捜査に関する事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>

(3) 上記1の(7)および(8)に係るもの

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・(7)の決裁枠の「係員」欄および「担当」欄の印影</li> <li>・「出席委員」欄の一部</li> <li>・(7)の「事務局」欄の一部</li> </ul>	条例第6条第1号	<p>特定の個人を識別することができる情報であるため(滋賀県警察では警部補または同相当職以下の職員の氏名を慣行として公にしていないため)</p>
(7)の続紙2枚目の1行目の一部	条例第6条第6号	<p>本件衛生委員会における発言者に関する情報であり、公にすることにより、発言者が特定されることを危惧し、今後率直な意見を述べなくなるなど、将来の同種事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため</p>
(7)の続紙2枚目の6行目から7行目の一部	条例第6条第6号	<p>他の機関から情報提供を受けた、当該他の機関が行う事務または事業に関する検討内容およびその方針等に関する情報であることから、公にすることにより、当該他の機関が、今後、当該事務および事業等に関する情報提供を拒むなど、将来の同種事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれが</p>

		ある情報であるため
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (7)の続紙2枚目の10行目から11行目の一部</li> <li>・ (7)に添付の「〇〇〇〇参事官説明」の続紙の「委員からの質問、感想」の記載内容の一部</li> <li>・ (8)に添付の「敷地内禁煙に関するアンケート集計結果」の「設置する場合の留意点」欄の記載内容</li> </ul>	条例第6条第6号	アンケート調査およびその結果に対する個人の具体的意見や検討方針等に関する情報であり、公にすることにより、発言者等が自分の意見を公表されることを危惧し、今後率直な意見を述べなくなるなど、将来の同種事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため

(4) 上記1の(11)および(12)に係るもの

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理由
「留置管理課長」に記載された被留置者数	条例第6条第3号 条例第6条第6号	当該警察署における被留置者数に関する情報であることから、公にすることにより、当該警察署の態勢や事案対応能力等が明らかになり、犯罪を企図する者等による犯罪の実行を容易にするおそれがある情報であるとともに、当該施設の保安に支障を生ずるおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報であるほか、留置管理事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため
「刑事課長」に記載された事件名	条例第6条第3号 条例第6条第6号	当該警察署における捜査中の事件に関する情報であることから、公にすることにより、捜査中の具体的事件名及びその進捗状況等を察知され、当該事件の被疑者及び関係者等が逃走及び証拠の隠滅を図るなど、犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報であるほか、当該事件捜査に関する事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため

(5) 上記1の(13)および(15)に係るもの

公文書の公開をしない部分	公文書の公開をしない理由	
	該当条項	理由
・ (13)の決裁枠の印影の一	条例第6条第1号	特定の個人を識別することができる情報

部（警部補または同相当職 以下の職員の者に限る） ・（15）の出席者欄の姓		であるため（滋賀県警察では警部補または同 相当職以下の職員の氏名を慣行として公に していないため）
---	--	---

3 公開をしないこととした公文書の名称または内容

- (1) 2020年3月より特定屋外喫煙場所を再設置するに至る検討・意思決定過程が分かる文書や通達、連絡文書（上記1に掲げるものを除く。）
- (2) 公文書の公開をしない理由  
文書不存在（請求に係る公文書を作成していないため）